

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による出資団体監査及び指定管理者監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

財政援助団体等監査（監査基準第2条第1項第3号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第3委員会室

日 時：令和4年9月29日（木）

3 監査実施期間

令和4年8月19日から令和4年9月29日まで

4 監査等の概要

（1）対象団体

ア 出資団体（4）

- ・公益財団法人 富山市民文化事業団
所 管：文化国際課
- ・社会福祉法人 富山市社会福祉事業団
所 管：福祉政策課
- ・一般財団法人 岩瀬カナル会館
所 管：薬業物産課
- ・富山大手町コンベンション株式会社
所 管：観光政策課

イ 指定管理者（7）

- ・公益財団法人 富山市民文化事業団
対象施設：富山市舞台芸術パーク・富山市芸術文化ホール
所 管：文化国際課
- ・社会福祉法人 富山市社会福祉事業団
対象施設：富山市障害者福祉プラザ外20施設

所 管：障害福祉課、長寿福祉課、大山行政サービスセンター地域福祉課、こども支援課、こども健康課

- ・学校法人 国際学園
対象施設：中央児童館
所 管：こども支援課
- ・国立大学法人 富山大学
対象施設：富山市新産業支援センター
所 管：工業政策課
- ・富山大手町コンベンション株式会社
対象施設：富山国際会議場
所 管：観光政策課
- ・株式会社石橋
対象施設：富山市牛岳温泉健康センター
所 管：観光政策課
- ・NPO 法人 ワーカーズコープ
対象施設：富山市古洞の森自然活用村
所 管：農業水産課

(2) 対象期間

令和3年度

(3) 対象事務

令和3年度における財政援助団体等の出納その他の事務の執行及び団体に対する所管部局の指導・監督が適切に行われているかを対象とする。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とする。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として、財政的援助を与えている団体・指定管理者等の監査については、全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に沿って実施した。

5 監査の主な実施内容

地方自治法第199条第7項の規定により、当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行について、事前に提出された監査資料を確認するとともに、現地調査による関係帳簿、証書類等の審査、団体及び所管部局からの説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

また、併せて地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により、公の施設

の管理状況についても監査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要する事項を指摘事項とした。これらの事項については、所管部局において、対象団体に対する指導監督等を含め、適切な措置を講じられたい。

(1) 出資団体監査

ア 社会福祉法人 富山市社会福祉事業団

(ア) 社会福祉法人富山市社会福祉事業団経理規程第 12 条第 2 号に定める補助簿の様式について、第 9 号様式（現金出納帳）及び第 15 号様式（寄附金品台帳）以外の第 7、8、10 号様式から 14 号様式までが定められていなかったため、改善を図られたい。

(イ) 社会福祉法人富山市社会福祉事業団処務規程第 8 条別表 4 に定める支出負担行為及び支出命令に関する専決事項について、規定と異なる運用がなされていたため、改善を図られたい。

イ 一般財団法人 岩瀬カナル会館

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項の附属明細書が作成されていなかったため、改善を図られたい。

(イ) 有形固定資産の減価償却について、計算誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

(2) 指定管理者監査

ア 社会福祉法人 富山市社会福祉事業団

(ア) 障害福祉課所管施設

a 福祉センターの使用承認について、富山市障害者福祉プラザ条例施行規則で定める、富山市障害者福祉センター使用承認書が交付されていなかったため、改善を図られたい。

b 福祉センターの使用承認事項の変更について、使用者は当初に交付された使用承認書を添えて指定管理者に申請しその承認を受けなければならないが、その手続きによらず、指定管理者が当初の使用申請書に変更事項を記入することにより処理されていたため、改善を図られたい。

c 福祉センターの開館時間と休館日について、富山市障害者福祉プラザ条例では、開館時間は午前 9 時から午後 9 時まで、休館日は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日と定められているところ、指定管理者から提出された管理業務計画書では、日曜日、月曜日及び休日における開館時間が午前 9 時から午後 5 時までに変更され、障害福祉課において承認されている。これに対し実態は、温水訓練施設の供用について、障害福祉課が承認した管理業務

計画書における休館日に加え、月曜日にも供用を行っておらず、福祉センターの開館時間や温水訓練施設の供用日について、条例、管理業務計画書及び実態との間で取り扱いが異なっていたので、改善を図られたい。

(イ) 長寿福祉課所管施設

慈光園在園者の診療は、富山市慈光園条例施行規則において週3回行うものと定められているが、嘱託医による健康相談等が週1回実施されているのみとなっていたので、改善を図られたい。

イ 国立大学法人 富山大学

(ア) 富山市新産業支援センター条例等において施設の休館日等の定めはないが、指定管理者から提出された管理業務計画書では、開館時間が8時半から17時半まで、休館日等が休日、富山大学の時季指定年次有給休暇日及び12月29日から翌年の1月3日までに変更され、工業政策課において承認されている。このため、センターの研修室における開館時間と休館日について、条例と管理業務計画書との間で取扱いが異なっていたので、改善を図られたい。

(イ) 研修室の使用料の減免について、富山市新産業支援センター条例施行規則で定める、富山市新産業支援センター使用料減免申請書を市長に提出せず、指定管理者の承認により使用料を減免して使用させていたため、改善を図られたい。

ウ 株式会社石橋

(ア) 設置しているマッサージチェアについて、行政財産の目的外使用許可及び自主事業の承認を受けていなかったため、改善を図られたい。

(イ) 富山市牛岳温泉健康センターの休憩室の1つについて、特定の法人に継続的に使用させ対価を得ていたため、改善を図られたい。

(ウ) 利用料金の減免について、富山市牛岳温泉健康センター条例第7条では、「指定管理者は、市長が特に必要と認めるときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる」と定められているところ、設備の不具合により温泉の源泉が出なかった2日間の利用者全員に対して、市長の承認を得ずに利用料を減免していたため、改善を図られたい。

エ NPO法人 ワーカーズコープ

(ア) ふれあいセンター及び健康拠点施設（小休養室・健康養生室）の利用料金について、富山市古洞の森自然活用村条例別表で定められた使用時間区分によらずに算定しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。

(イ) 利用料金は、富山市古洞の森自然活用村条例別表に定める額を超えない範囲内において、市長の承認を受けて定める額とすると定められているが、温泉料金割引サービスについて、市長の承認を受けていなかったため、改善を図られたい。

(3) 公の施設の管理状況

ア 障害福祉課

福祉センターの開館時間と休館日について、富山市障害者福祉プラザ条例では、開館時間は午前9時から午後9時まで、休館日は12月29日から翌年の1月3日までの日と定められているところ、指定管理者から提出された管理業務計画書では、日曜日、月曜日及び休日の開館時間が午前9時から午後5時に変更されており、条例の定めと異なる開館時間の設定に対し、障害福祉課が承認を行っていたので、改善を図られたい。

イ 長寿福祉課・こども健康課

中央管理棟前に設置されている郵便差出箱について、行政財産の使用の許可がされていないので、改善を図られたい。

ウ 工業政策課

(ア) 富山市新産業支援センター条例等において施設の休館日等の定めはないが、指定管理者から提出された管理業務計画書では、開館時間が8時半から17時半までとされ、休館日等は休日と富山大学の時季指定年次有給休暇日及び12月29日から翌年の1月3日までに変更されている。センターの研修室における取り扱いについて、条例の定めと異なる休館日等が設定されていることに対し、工業政策課が承認を行っていたので、改善を図られたい。

(イ) 研修室の使用料の減免について、富山市新産業支援センター条例施行規則で定める、富山市新産業支援センター使用料減免申請書を市長に提出せず、指定管理者の承認により使用料を減免して使用させていたため、改善を図られたい。

エ 観光政策課

(ア) 設置されているマッサージチェアについて、行政財産の目的外使用許可及び自主事業の承認を行っていないので、改善を図られたい。

(イ) 富山市牛岳温泉健康センターの休憩室の一つについて、指定管理者が特定の法人に継続的に使用させ対価を得ていたため、改善を図られたい。

(ウ) 利用料金の減免について、富山市牛岳温泉健康センター条例第7条では、「指定管理者は、市長が特に必要と認めるときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる」と定められているところ、設備の不具合により温泉の源泉が出なかった2日間の利用者全員に対して市長の承認を得ずに利用料が減免されていたため、改善を図られたい。

オ 農業水産課

利用料金は、富山市古洞の森自然活用村条例別表に定める額を超えない範囲内において、市長の承認を受けて定める額とすると定められているが、温泉料金割

引サービスについて、市長の承認を行っていませんでしたので、改善を図りたい。